

総トン数 500 トン未満の船舶の航海灯回路に関する事項

改正規則

鋼船規則 H 編
高速船規則

改正事項

総トン数 500 トン未満の船舶の航海灯回路に関する事項

改正理由

本会規則では、航海灯表示器への給電は、給電回路の冗長性を確保するため、主配電盤及び非常配電盤からそれぞれ独立に配線した回路によらなければならない旨規定している。ただし、総トン数 500 トン未満の船舶にあつては、主電源及び予備電源から給電を受ける主配電盤からの 1 回路のみとすることを認めている。

この場合、給電回路の構成としては、主配電盤と列盤になっている予備電源用の充放電盤を介して 1 回路により航海灯表示器へ給電する 경우가一般的である。

このため、当該給電要件が明確になるよう、関連規定を改めた。

改正内容

総トン数 500 トン未満の船舶における航海灯表示器への給電方法は、主配電盤及び予備電源に接続される充放電盤からの 1 回路のみとすることができる旨規定した。